

協働事業の紹介

多様な団体の連携による協働～地域ケアネットワーク・井の頭～

(健康福祉部高齢者支援室)

平成 16 年 10 月に住民協議会、町会、商店会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、民生委員、ほのぼのネット、給食ボランティア、福祉住宅ワーカー、在宅介護支援センター、警察署、消防署、民間事業者等の代表が参加して「地域ケアネットワーク・井の頭」を設立しました。以来毎月 1 回の全体会及び随時の幹事会を開催し、先進事例の視察や実態調査などを含め、地域ケアの進め方について協議・検討しています。

地域ケアは、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域での見守り支え合うことを意味しますが、三鷹市の特徴として、高齢者だけでなく、障がい者やニート、子育て世帯など地域に暮らすすべての方々を対象としていること、行政主導ではなく、ボランティア、NPOを含めた地域住民、団体と市との協働作業として進めていること、

推進母体である地域ケアネットワークは、協議体であると同時にサービスの提供も行うこと、が挙げられます。

この地域ケアネットワークを中心として、地域住民による見守り支え合いの輪を形成することにより、地域住民と市との協働・連携による地域における支援システムの確立を図ります。

環境基金を活用した先導的な環境活動事業への助成～環境活動事業助成制度～

(生活環境部環境対策課)

環境活動事業助成制度は、市内の公益団体や事業者からの寄付などによる環境基金を活用し、市内で活動している非営利団体が行う先導的な環境活動事業（公害防止、地球温暖化対策、緑化、環境学習会、環境講演会などの事業）に対して、必要経費の 2 分の 1（上限 10 万円）を助成する制度で、学識経験者、環境団体代表、公募市民、事業者などで構成される「環境基金活用委員会」の審査を経て、助成金の交付決定を行います。事業実施にあたっては、市としても、職員が実施計画に関し相談に応じ、また広報掲載を行うなど協力して進めています。

本制度を活用することにより、市民の環境活動事業の実施を促進し、環境保全の推進や環境意識の向上が期待されます。

平成 17 年度は、小麦の種まきなどの農業体験を行いながら「食の循環」や「身近な環境」について直感的に学ぶことができる、親子向け環境教育プログラムなど 3 事業に対し助成を行いました。

市民ボランティアとの協働～リサイクル市民工房～

(生活環境部ごみ対策課)

リサイクル市民工房は、市民が物を大切にし、修理して使える物は再度使用し、リサイクルを体験する場所として、平成7年12月に開設しました。リサイクル市民工房は、当初下連雀にありましたが、平成11年8月には、深大寺2-16-13に移転しました(開館日時は、毎週水・木・土・日曜日の午前10時～午後4時)。

リサイクル市民工房の運営は、市民ボランティアと市の職員で行っており、家具などの修繕のアドバイス、壊れたおもちゃを直す「おもちゃの病院」の開設、粗大ごみの収集に出された家具類等「掘り出し物」の展示・抽選・低価格での提供、三鷹市内各図書館からのリサイクル図書の無償提供を行っています。また、市民ボランティアが講師となっており、衣類のリフォームや廃油からの石けんづくり等各種リサイクル講習会を実施しているほか、年に2回フリーマーケットも実施しています。



「掘り出し物」の例

地域とともにつくる安全安心のネットワーク～安全安心・市民協働パトロール～

(生活環境部安全安心課)

全国各地で子どもを狙った犯罪や凶悪な事件が発生している中、市では生活の安全を向上させるため、市民会議である「生活安全推進協議会」からの提案をもとに、警察などと連携し、市職員による安全安心パトロールを始め、安全安心・市民協働パトロールなどさまざまな取り組みを行っています。

安全安心・市民協働パトロールは、空き巣やひったくり、子どもに対する犯罪を起こさせないまちを市民のみなさんと協働で築くため、継続的にパトロールを行う5人以上の成人で構成するボランティア団体により、地域をパトロールし、犯罪などを目撃したときの警察への通報、危険個所を発見したときの市への連絡を行うというものです。

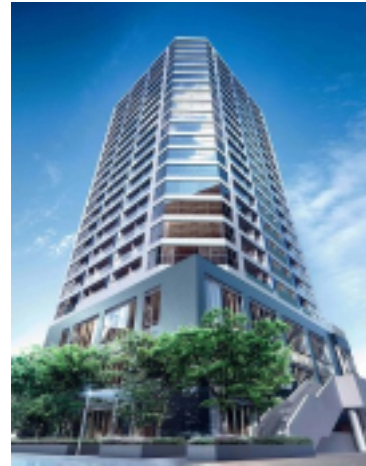
参加者の方にはパトロール講習を受講していただくとともに、市から腕章、自転車ステッカー、身分証、パトロールマニュアルを配布しています。

平成17年4月現在、14団体309人が活動しています。

まちづくりの協働手法～西側地区協同ビル建設支援事業～

(都市整備部まちづくり建築課)

三鷹駅前の再開発計画については、「三鷹駅前地区再開発基本計画」で定められています。本事業もこの計画の「7つの重点事業」の1つに位置づけられています。当地区では、地元地権者により、平成10年から協同ビル化に向けた開発準備会が発足し独自に勉強会を重ねてきました。平成15年には、駐輪場を所有している市に対し地権者として協同ビル建設事業に参画するよう要請がありました。これを受け市では、中心市街地の活性化やバリアフリーのまちづくりの観点などから建設準備組合に参画することとし、また、協同ビル化への支援を行うこととしました。支援にあたり、三鷹市の玄関にふさわしい空間となるよう、バリアフリーの観点から協同ビルの外周部に公開空地を整備するとともに、北側道路を1m拡幅し歩車道分離を図るなど、快適な歩行空間を確保すること、駅前デッキをビルまで延伸し、その先に昇降装置を設け、当地区への利便性の向上を図ること、地権者である市の施設として、本協同ビルの地下部分に現有台数以上の公共駐輪場を確保すること、を条件としています。



「協同ビルイメージパス」

ポキのおそうじ倶楽部～みちパートナー事業～

(都市整備部道路交通課)

ポキのおそうじ倶楽部(みちパートナー事業)は、平成14年7月に始まった事業で、その内容は、5人以上の市民のグループと市が協定を結び、道路という公共の場所の美化活動をパートナーである市民の皆さんに担っていただき、市がほうき、ちりとりなどの清掃用具の支給などを行うというものです。これまで参加団体の方々から、美化活動を始めてからまちがきれいになった、ゴミ捨てやタバコのポイ捨てが減り、通行人のマナーが改善された、地域交流が深まったという声を数多くいただき、みちパートナー事業は、まちの美化活動に大きな成果を上げています。

平成18年2月現在、町内会、老人会、商店街、地元企業など26グループ総勢239名が参加しています。



「ポキのおそうじ倶楽部」

協働で進める「緑と水の公園都市」のまちづくり～三鷹市公園ボランティア～

(都市整備部緑と公園課)

この制度は、平成 13 年 10 月から始まった制度で、「公園ボランティア」として市が認定した市民等のボランティア団体に、公園等の美化活動を行ってもらい、協働で「緑と水の公園都市」のまちづくりを進めるものです。

認定を受けられるのは、構成員が 5 名以上で継続的に市内の公園等の清掃作業をする市民等のボランティア団体です。認定により、市が認定証を発行するとともに、市からほうきやちり取りなどの清掃用品を支給します。

平成 18 年 2 月 28 日現在 32 公園 26 団体 (363 名) が認定されています。認定を受けている団体は、町会や公園の近所にお住まいの市民のグループ、公園利用者のグループ、シルバー人材センターのグループなど多岐にわたり、美化活動だけでなく、公園でイベントを行っている団体もあります。



「公園に掲示される
公園ボランティアの看板」

ITを活用した協働による情報提供～井の頭公園桜開花状況ホームページ～

市内一の花見スポットである井の頭公園の桜について、その開花状況を市民との協働により三鷹市ホームページにおいて知らせるもので、平成 15 年から毎年桜の季節に行っています。

公募市民の協力により、毎日交代で「桜の開花状況写真(定点観測)」、「来園者の写真(インタビュー)」、「公園の風景写真」を撮影した後、一言コメントと併せてメールで緑と公園課に送信してもらいます。撮影期間は、桜の咲く期間(およそ 3 週間)とし、その間、連日「井の頭公園桜開花状況」として三鷹市ホームページに掲載しています。



「平成 17 年 4 月 3 日 野外堂からの景色」

ITを活用し、市民の方が楽しみながら、市と協働で効果的な情報提供をすることが可能となりました。また市ホームページ自体も市民の参加により作成されたため、個性のある温かいものとなり好評です。

歴史的環境の保全とまちづくり～水車市民解説員制度～

(教育部生涯学習課)

水車市民解説員制度は、大沢にある「武蔵野（野川流域）の水車経営農家」（東京都指定有形民俗文化財）の見学者への解説を直接の目的にし、広く文化財に対する市民との協働による保存と活用を図るための文化財ボランティア制度です。

平成 14 年度に、全国で初めて水車ボランティア養成講座を実施し、その修了生を市民解説員として認定し、施設公開日（現在は週に 6 日）に交代で見学者の案内を行っています。平成 16 年度にも同様の養成講座を実施し、現在は 37 名の市民解説員が活躍しています。

また、平成 17 年度には、子ども水車ボランティア養成講座を実施しましたが、講座の講師もすべて市民解説員が行いました。

市の役割は、年に 4 回の市民解説員連絡会の開催、当番表の作成と調整、養成講座の運営、市民解説員のみを対象としたフォロー講座と視察研修会の実施などです。特に、養成講座は、水車の機構や歴史に留まらず、エコミュージアム全体の学習も行うなど専門性が高く、他にはない特色を持たせています。そのため、水車や歴史に精通した市民解説員が多く、見学者へのアンケート結果からも非常に高い評価を得ています。

なお、地域独自の特性を生かしながら、ボランティアの積極的な活動に支えられた事業であることが高く評価され、平成 16 年 3 月に「東京文化財ウィーク 2003」に関する東京都知事賞を「武蔵野（野川流域）の水車経営農家公開事業」が受賞しました。

学校を拠点とした子どもの居場所づくり～地域子どもクラブ事業～

(教育部生涯学習課)

市では、保護者を中心とした地域の方々による地域子どもクラブを設置し、子どもたちが、地域の中で遊びやスポーツなどを通じて自主性・創造性を育み、ともに成長する場所として小学校を拠点とした子どもの居場所づくりを推進しています。

地域子どもクラブ事業は、平成15年度に市内の3つの小学校（第五小・高山小・中原小）をモデル校として始まり、平成16年度には、実施校を5校（第四小・第七小が新たに参加）で実施し、さらに同年、文部科学省の委託事業である「地域子ども教室」（地域子どもクラブと同趣旨の事業）を全15小学校で実施した実績をもとに、平成17年度より、市立小学校全校（15校）で実施しています。

現在、各学校ごとに、保護者を中心とした地域の方々による地域子どもクラブの実施委員会を立ち上げ、学校と協力しながら子どもたちが安全安心に過ごせるよう、放課後や土・日曜日に校庭・体育館・特別教室を活用した様々な活動（自由遊びを主とした開放事業や体験活動など）の企画・運営を行っています。

この事業は、小学校を核とした子どもの居場所づくりに地域の様々な方が関わることで、新しい地域コミュニティを創造し、地域の教育力の向上を目指すものです。

実行委員会による協働事業～みたかスポーツフェスティバル～

(教育部スポーツ振興課)

平成 17 年度に 55 回目を迎えた本事業は、平成 14 年度に、従来の字（あざ）対抗の市民運動会形式から全市民を対象としたフェスティバル形式（会場：市民センター）とし、さらに平成 16 年度からは障がい者運動会との連携によりバリアフリーに配慮した内容となりました。

本事業は、三鷹市、三鷹市教育委員会、三鷹市体育協会の主催により、スポーツの「体験」、「観賞」、「日頃の成果の発表」、「普及」を目的にして実施していますが、企画・運営については、体育指導委員協議会、体育協会、障がい者支援団体など市内で活動している団体が推薦する委員で構成される「みたかスポーツフェスティバル実行委員会」が市との委託契約により実施しています。

平成 17 年度は、体育協会による多くの体験ブースが設置され、また、市内クラブによるダンスの発表が行われるとともに、障がい者スポーツの紹介として車椅子ダンスの体験、演技が行われるなど、特徴的な取り組みがなされました。

社会教育会館の協働事業～市民大学総合コース・住民協議会との連携事業～

(教育部社会教育会館)

社会教育会館で行っている市民大学総合コースは、ゼミナール形式による継続学習を通じて、地域や生活に根ざした学習課題について研究・発表・討論・実習を積み重ねる中で、市民としての自治能力を高め、これを生活の場である地域に生かし、コミュニティづくり、まちづくりにつなげていくことを目指しています。翌年度の市民大学総合コースの準備のため、公募による企画委員と社会教育会館担当職員とで企画委員会を設置し、約半年間にわたり、市民の学習ニーズをもとにコース設定を行い、テーマと講師を決め、カリキュラムを作成しています。講座の開講後は運営委員会を立ち上げ、学習生自らが司会・進行等の役割を担うとともに職員との連絡調整を行います。

平成 17 年度は、「今、みたかを考える」「共生の教育」「地域で支え合う医療と健康」「より人間らしい働き方を求めて」「国際社会の中の日本」の 5 コースを実施しました。

また、社会教育会館と各住民協議会が協働することで、地域住民のニーズに合わせた主体的な講座を提供することを目的として、各コミュニティ・センターを主な会場として各種講座を開催しています。

協働に関連する制度

1 三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例

(総務部相談・情報センター)

[概要]

- ・ 市の事務または事業について市民、学識者等の意見を市政に反映させるために実施機関に設置された審議、審査、調査または調停を行う市民会議、審議会等の会議は、原則として公開します。なお、不服申立て、苦情、あっせんおよび調停に係る会議は、非公開とし、法令の定めによる場合等一定の場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができます。
- ・ 緊急の場合を除き、会議の日時、会場等を 1 週間前までにインターネットなどを利用し公表することとします。
- ・ 何人も、会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができます。ただし、会場等の状況に応じ、定員を定めます。
- ・ 公開された会議に係る会議録の写しを閲覧に供します。

2 三鷹市パブリックコメント手続条例

(企画部企画経営室)

[概要]

- ・ 市の基本的な制度を定める条例の案や総合計画等市の基本的政策を定める計画などについて、パブリックコメント手続を行います。ただし、緊急に条例等の制定等を行う必要がある場合等一定の場合は、パブリックコメント手続を採らないことができます。
- ・ 意見提出期間は、原則として、条例等の案の公表の日から 3 週間以上とし、条例等の案は、インターネット等を利用して公表することとします。
- ・ 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参等とします。
- ・ 市長等は、パブリックコメント手続を実施して条例等の制定等を行った場合には、条例等の制定等と同時期に、提出意見の概要および市長等の考え方（条例等の案を修正したときは修正内容）を公表しなければなりません。

3 三鷹市市民会議等の設置及び運営に関する指針

(総務部職員課)

[概要]

本指針では、市民会議・審議会の委員の選任にあたり、法令等に定めのあるものを除き、次に掲げる事項に留意して行うものとしています。

- ・ 委員の数は、実効性のある審議および円滑な運営を確保するため、原則として、概ね 20 人程度とします。
- ・ 委員の選任にあたっては、市民の幅広い参加を保障する観点から、原則として、公募枠を設けることとします。
- ・ 委員の選任にあたっては、男女平等参画社会を目指す三鷹市男女平等参画条例の趣旨を踏まえ、男女の比率の均衡に努めることとします。
- ・ 委員の年齢構成は、各年代層の意見を反映できるようその均衡に配慮することとします。
- ・ 委員は、原則として引き続いて 3 任期又は引き続いて 10 年のどちらか長い期間を超えて在任しないものとします。
- ・ 委員の他の市民会議等との兼任は、原則として、行わないこととします。

本指針では、上記のほか、市民会議等の設置の原則、謝礼等について定めています。

4 三鷹市情報公開条例

(総務部相談・情報センター)

[概要]

- ・ 情報公開の基本理念を、知る権利の保障におき、請求権者の範囲を限定せず、市の保有する市政情報の公開請求権を保障し、その請求に応じて市政情報を公開することを市に義務づけています。
- ・ 対象情報の範囲については、「職員が職務上作成し、又は取得したもの」に「事案決定手続等の終了」という限定をつけず、またコンピュータ入力情報についても除外せず、広くとらえています。なお、法令の定めによる場合等一定の場合は、全部又は一部を非公開とすることができます。
- ・ 救済機関である「三鷹市情報公開審査会」に不服申立ての審査機能だけでなく、制度の改善等の建議機能を付与しています。
- ・ 公共的団体、一部事務組合および事業者に対して、その保有する情報を公開するよう協力を要請することとしています。また、市政情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報提供施策および公表義務制度の拡充により、情報公開制度の総合的推進を図ることとしています。

協働推進関係団体

○ 三鷹市市民協働センター

・ 〒181-0013 三鷹市下連雀 4 - 17 - 23

電話 0422-46-0048

・ ホームページ (<http://www.collabo-mitaka.jp>)

【内容】 講座の案内、登録団体の紹介、市民活動や市民協働センター事業に協力していただける「助っ人」の紹介など

○ 住民協議会

大沢住民協議会 <http://www.osawacc.jp/>

三鷹市東部地区住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~mure-cc/>

三鷹市西部地区住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~iguti-cc/>

三鷹市井の頭地区住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~inoka-cc/>

新川中原住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~sncc/>

連雀地区住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~renjk-cc/>

三鷹駅周辺住民協議会 <http://www.parkcity.ne.jp/~ekimaecc/>

○ 町会、自治会

市では、地域住民の福祉の向上を目的とする町会等の自治組織の健全な発展を図り、かつ地域住民のコミュニティ活動を推進するため、予算の範囲内で助成金を交付していますので、助成を行っている団体については、生活文化部コミュニティ文化室にお問い合わせください。

助成の対象事業 保健衛生に関する事業、教養・親睦に関する事業、青少年の育成に関する事業、社会福祉に関する事業、環境保全に関する事業、広報・広聴に関する事業、その他地域住民の福祉活動に関する事業（平成 16 年度 94 団体に助成）

○ 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会 みたかボランティアセンター

・ 〒181-0012 三鷹市上連雀 8 - 3 - 10（第 2 分庁舎内）

電話 0422-76-1271

・ ホームページ (<http://www.parkcity.ne.jp/~mitakavc/>)

【内容】 登録ボランティア、NPO 団体の紹介、ボランティア活動のを見つけ方など

- **株式会社まちづくり三鷹** (<http://www.mitaka.ne.jp/tmo/>)
 - ・ 〒181-8525 三鷹市下連雀 3 - 38 - 4 三鷹産業プラザ
電話 0422-40-9669(代)
 - ・ ホームページ (<http://www.mitaka.ne.jp/tmo/>)
【内容】 まちづくり支援、地域づくり、コミュニティ関連イベント・催しに関する情報など
- **東京ボランティア・市民活動センター**
 - ・ 〒162-0823 新宿区神楽河岸 1 - 1 セントラルプラザ 10 階
電話 03-3235-1171
 - ・ ホームページ (ボラ市民ウェブ <http://www.tvac.or.jp/>)
【内容】 講演・講座の案内、ボランティア・市民活動・NPO のノウハウと知識の紹介など
- **東京都生活文化局都民生活部管理法人課**
 - ・ 〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都庁第一本庁舎 27 階南側
電話 03-5388-3166
 - ・ ホームページ (市民活動 (NPO) のホームページ
<http://www.seikatubunka.metro.tokyo.jp/index4.htm>)
【内容】 「東京ボランティア・市民活動センター」と協力して行う市民活動の支援の取り組み、協働事例、NPO 法人制度・NPO 法人の申請手続きの紹介やNPO 法人の紹介など
- **内閣府国民生活局市民活動促進課**
 - ・ 〒100-8914 千代田区永田町 1 - 6 - 1
電話 03-5253-2111(代)
 - ・ ホームページ (NPO ホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/>)
【内容】 NPO 法人制度や手続きの解説、内閣総理大臣認証NPO 法人の活動状況やボランティア団体のイベント情報の提供など

参考文献

- ・まちづくりプラン - 第 3 回コミュニティ・カルテ最終報告書 -
(平成元年 11 月 三鷹市発行)
- ・こんな三鷹にしたい みたか市民プラン 21 会議活動報告書
(平成 13 年 11 月 みたか市民プラン 21 会議発行)
- ・三鷹を考える基礎用語事典 (平成 16 年 3 月 三鷹市発行)
- ・三鷹市基本構想・第 3 次三鷹市基本計画 (改定)
(平成 17 年 6 月 三鷹市発行)

協働マニュアル（仮称）検討チームメンバー

職 名	氏 名	備 考
企画部企画経営室長	高 階 豊 彦	リーダー
企画部企画経営室長補佐	伊 藤 幸 寛	
企画部企画部企画経営室行政評価担当主査	宮 崎 治	庶務
総務部政策法務課主任	竹 内 康 眞	
生活環境部コミュニティ文化室長	清 水 富美夫	サブリーダー
生活環境部コミュニティ文化室副主幹	伊 藤 千恵子	庶務
生活環境部コミュニティ文化室主査	荒 木 俊 博	
生活環境部環境対策課主事	波照間 丈	
生活環境部ごみ対策課リサイクル係主査	荻 原 正 樹	
生活環境部安全安心課長	福 島 照 雄	
健康福祉部地域福祉課長	酒 井 利 高	サブリーダー
健康福祉部高齢者支援室高齢者サービス担当課長	轟 孝 利	
健康福祉部子育て支援室子育て支援係主査	森 川 幸 夫	
都市整備部都市計画課副主幹	田 口 久 男	
都市整備部まちづくり建築課再開発係主事	瓜生田 和 正	
都市整備部道路交通課設計係主査	菱 山 慎 介	
都市整備部緑と公園課公園係主事	角 間 裕	
教育部生涯学習課児童青少年係主査	岡 田 敏 弘	
教育部スポーツ振興課事業係主事	村 木 武 夫	
社会教育会館事業係長	古 谷 一 祐	

○プロジェクト・アドバイザー

企画部長 城 所 吉 次
 企画部調整担当部長 河 野 康 之
 生活環境部調整担当部長 玉 木 博

協働推進ハンドブック

平成 18（2006）年 3 月発行

発行 三鷹市

編集 三鷹市企画部企画経営室

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
0422-45-1151（代）

この冊子は、庁内で印刷・製本しています。



古紙配合率 100%
の再生紙を使用